

紀の国花粉症対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、紀の国森づくり基金（以下「基金」という。）を活用し、花粉症対策に寄与するため、スギやヒノキ人工林などにおいて、花粉の少ないスギ苗木及びヒノキ苗木（以下「花粉の少ない苗木」という。）等による植栽を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2 補助金の交付の対象となる事業及び事業主体は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助額)

第3 補助対象経費及び補助額（単価）は、別表2のとおりとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

| 書 類 | 様 式 | 提出部数 | 提出期限 |
|-----------|---------|------|-----------|
| 事業計画書 | 別記第1号様式 | 各一部 | 知事が別途定めた日 |
| 事業予定表 | 別記第2号様式 | | |
| 役員等に関する名簿 | 別記第3号様式 | | |

(交付条件)

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助事業費の減少又は補助事業量の30パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(4) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、次に掲げる行為をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、森林以外の用途へ転用する行為を含む。ただし、公共事業や林道開設等林業経営上のやむを得ない事由により森林以外の用途へ転用する行為を除く。）

イ 当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為その他の補助目的を

達成することが困難となる行為

ウ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第5条に規定する経営管理意向調査において、市町村に当該補助事業の施行地の経営管理を委託する意思を表示する行為。

（5）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

（変更の承認等）

第6 前条第1号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし補助金の変更交付を伴うものにあつては、変更交付申請書（別記第5号様式）に変更後の事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第7 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、事業実績報告書（別記第6号様式）によるものとし、当該様式に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）花粉の少ない苗木植栽推進

| 書 類 | 様 式 | 提出部数 | 提出期限 |
|--------------------|---|------|-------------|
| 収支決算書 | 別記第7号様式 | 各一部 | 3月25日までとする。 |
| 事業内訳表 | 別記第2号様式 | | |
| 施業図 | | | |
| 位置図 | ・ 25,000 分の 1 ・ 5,000 分の 1 | | |
| 和歌山県森林環境保全整備事業関係書類 | ・ 補助金等交付申請書 ・ 整備内訳表 ・ 苗木明細表 (各写しを添付) | | |
| 完了写真 | | | |
| その他 | | | |

（2）獣害被害地補植推進

| 書 類 | 様 式 | 提出部数 | 提出期限 |
|-------|---------------|------|-------------|
| 収支決算書 | 別記第7号様式 | 各一部 | 3月25日までとする。 |
| 事業内訳表 | 別記第2号様式 | | |
| 施業図 | | | |
| 位置図 | ・ 25,000 分の 1 | | |

| | | | |
|---------------------|--------------|--|--|
| | ・ 5,000 分の 1 | | |
| 社会保険等の加入 実態状況調査表 | 別記第 8 号様式 | | |
| 苗木明細表 | 別記第 9 号様式 | | |
| 完了写真 | | | |
| その他 | | | |

(しゅん工検査)

第 8 実績報告書を受理した振興局長は、速やかに和歌山県森林環境保全整備事業検査要領(平成 28 年 5 月 26 日付け森第 05260015 号)に準じて、しゅん工検査を行うものとする。

2 現場検査には原則として申請者又は代理人が立ち会うこととする。

(書類の提出)

第 9 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

別表 1

第 1 花粉の少ない苗木植栽推進

1 目的

花粉発生源であるスギやヒノキ人工林を伐採し再生林を行う際、花粉の少ない苗木を植栽することで、花粉発生源を削減し花粉症対策を推進する。

2 採択基準

(1)スギやヒノキ人工林を伐採し花粉の少ない苗木を植栽する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 伐採から植栽までを原則として同一年度に一貫作業で行うこと。

イ 植栽には和歌山県産の花粉の少ない苗木を使用すること。花粉の少ない苗木とは、無花粉品種、少花粉品種、低花粉品種、特定母樹のスギ苗木及びヒノキ苗木を指す。

ウ 植栽を行う面積は0.1ha以上とすること。

エ 植栽する本数は、植栽を行う面積1haあたり、原則として3,000本を上限とすること。

(2)事業を実施する森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林のうち、森林所有者等が自ら経営又は管理を行う意思を表示した森林であること。

3 細則

(1) 事業主体

森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、林業事業体等（和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号）第5条の規定により木材業者等登録簿に登録されている者をいう。以下同じ。）とする。

(2) 事業の実施について

ア 一貫作業により植栽が行われたことが、書面等で確認出来るようにすること。

イ 植栽に使用する苗木については、伝票等により、花粉の少ない品種であること、和歌山県内産であることを証明すること。

第 2 獣害被害地補植推進

1 目的

獣害被害地に補植を行う際、花粉の少ない苗木等を植栽することで、花粉発生源を削減し花粉症対策を推進するとともに、獣害被害地の早期再生を図る。

2 採択基準

(1)獣害被害地に花粉の少ない苗木等を補植する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 獣害被害地に対する補植であること。ただし、森林所有者等が適切な管理を行っていたものに限る。

イ 植栽には花粉の少ない苗木等を使用すること。

ウ 植栽を行う面積は0.01ha以上とし、植栽本数は被害本数と同程度とすること。

エ 国庫補助事業の対象となる補植でないこと。

(2)事業を実施する森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林のうち、森林所有者等が自ら経営又は管理を行う意思を表示した森林であること。

3 細則

(1) 事業主体

森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、林業事業体等（和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号）第5条の規定により木材業者等登録簿に登録されている者をいう。以下同じ。）とする。

(2) 事業の実施について

ア 過去に植栽し獣害被害を受けた箇所であること、森林所有者等により適切な管理が行われていたことを書面等で証明すること。

イ 花粉の少ない苗木を植栽する場合は、伝票等により、花粉の少ない品種であることを証明すること。

別表 2

| 事業 | | | 補助対象経費 | 補助単価(定額) |
|------------|----------------|-------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 事業名 | 細目 | (細区分) | | |
| 花粉症対策加速化事業 | 1 花粉の少ない苗木植栽推進 | | 県内産花粉の少ない苗木植栽に要する経費 | 植栽標準経費の自己負担分の 1/2 相当(知事が別に定めるとおり) |
| | 2 獣害被害地補植推進 | | 獣害被害地に花粉の少ない苗木等を補植する際に要する経費 | 植栽標準経費の 1/2 相当(知事が別に定めるとおり) |

なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。